

改正	現行
<p style="text-align: center;">第 2 章 乗車券類の発売 第 4 節 回数券の発売 (回数券の発売)</p> <p>第 2 7 条 同一旅客運賃区間をしばしば乗車する旅客に対しては、その区間内に有効な 1 1 券片の回数券を発売する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">2 前項の規定により発売する回数券は身体障害者・知的障害者割引回数券及び通学用割引回数券の発売に限る。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 乗車券類の発売 第 4 節 回数券の発売 (回数券の発売)</p> <p>第 2 7 条 同一旅客運賃区間を乗車する旅客に対しては、その区間内に有効な 1 1 券片の普通回数券を発売する。</p> <p>2 <u>学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条の規定による学校並びに指定学校の 1 2 才以上の学生・生徒であつて、証明書（学生証・生徒証等）の呈示があつた同一旅客運賃区間を乗車する旅客に対しては、その区間内に有効な 1 5 券片の学割回数券を発売する。</u></p> <p>3 <u>発売時の年令が 7 0 才以上であることを確認可能な公的証明書（敬老福祉乗車証・保険証・運転免許証等）の呈示があつた同一旅客運賃を乗車する旅客に対しては、その区間内に有効な 2 0 券片の敬老回数券を発売する。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

* 下線部が改正箇所。

改 正	現 行
<p>(割引乗車券の種類)</p> <p>第4条 身体障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(2) 定期乗車券 第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(3) <u>回数乗車券</u> 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(発行方)</p> <p>第8条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面（往復乗車券及び<u>回数乗車券</u>については各券片）に次の表示をして発売する。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p>(割引乗車券の種類)</p> <p>第4条 身体障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(2) 定期乗車券 第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(3) <u>普通回数乗車券</u> 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(発行方)</p> <p>第8条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面（往復乗車券及び<u>普通回数乗車券</u>については各券片）に次の表示をして発売する。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>

*下線部が改正箇所。

改 正	現 行
<p>(割引乗車券の種類)</p> <p>第4条 知的障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(3) <u>回数乗車券</u> 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(発行方)</p> <p>第8条 知的障害者が療育手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面（往復乗車券及び<u>回数乗車券</u>については各券片）に次の表示をして発売する。</p>	<p>(割引乗車券の種類)</p> <p>第4条 知的障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(3) <u>普通回数乗車券</u> 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(発行方)</p> <p>第8条 知的障害者が療育手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面（往復乗車券及び<u>普通回数乗車券</u>については各券片）に次の表示をして発売する。</p>

*下線部が改正箇所。